

第7回まちづくり基本条例検討委員会開催結果（要旨）

（資料説明）事務局より説明

- 資料1 まちづくり基本条例について
～馬淵アドバイザーのレジュメ（1～3）より抜粋～
- 資料2 まちづくり基本条例検討委員会（第7回）関連資料
- 資料3 清水町財政状況の公表に関する条例
- 資料4 各委員からの意見等（要旨）

（討 議）清水町におけるまちづくり基本条例の根本方針」について

（1）『目的・理念の明確化』について

- ・ 「目的」と「理念」という言葉をどういう時に使うのか、整理する必要があるのではないか。
- ・ 「目的」は「条例をつくる目的」で、「理念」は「清水町におけるまちづくりの理念」ではないか。
- ・ 「町民憲章」を根本に置いて「目的」「理念」を作って行ってはどうか。
- ・ 「理念」とは「まちづくりの基本的考え方」である。「まちづくりの基本的考え方」は「協働」だと思う。「協働」を達成するためにこの条例を作り「住民参加」と「情報共有」を明確にしてはどうか。
- ・ 精神的なものを訴えながら、この条例がどう機能していくかを、知らしめるための前文を作ってはどうか。
- ・ まちづくりの理念を明らかにして、理念を達成するために何をすることを目的としてはどうか。
- ・ 条例の機能を知らしめる「前文」まちづくりの基本的考え方を「理念」具体的に何をしていくかを「目的」としたものを叩き台として今後検討を行う。

（2）『条例の位置付け』について

- ・ 各委員から提案した文言を大切に、事務局で整理する。

（3）『議会との関連』について

- ・ 住民の意見も議会制民主主義もお互いに尊重し合うという事が良い。
- ・ 行政と住民と相談して決定しても、最終的な決定権は議会にある。議会も協働の一メンバーとするという事を条文に入れていく。

（4）『財政の取扱い』について

- ・ この条例は、総合計画と財政がどう結びついているか、財政運営は総合計画に基づ

いて行われるという事を明確にしなければならないと執行側にしっかりとした「たが」をはめることが必要なのではないかと思う。

- ・ 財政の運営状況、財産、借入金の残高など行政は公表する責務があると思う。
- ・ 財政の部分でも住民の意見を聞きながら、政策を決定するような、健全な財政運営をして行くように住民参加が出来るようにしてはどうか。
- ・ 各事業について、町民にわかりやすく説明をして、なぜこの事業が必要なのか判断できる情報を示し「説明責任」を果たすという事を条例に盛り込むことが必要でないか。

(5)「その他」として

- ・ 住民も含めて、まちづくり基本条例が守られているか、まちづくりの基本的な考え方に沿って行政も議会も住民も、基本理念に向かって進んで行こうと監視し、問いかけする組織が必要ではないか。
- ・ 主権者は住民なので民意を反映して行政が行い、その決定は議会が行い、お互いに補完しあうという仕組みを明確にした方が良いのではないか。

まちづくり基本条例検討委員会（第7回）開催結果

日 時：平成 16 年 3 月 15 日（月）19:00～

会 場：ハーモニープラザ 2 階研修室

出席委員 ... 阿部委員、大月委員、川端委員、川上委員、高金委員、高野委員、田中委員、
八木委員、 以上 8 名

アドバイザー ... 北海道東海大学 馬淵教授

町出席者 ... 総務課 草野参事、上出補佐、神谷係長、我妻主査

傍 聴 者 ... 2 名

委員長あいさつ

皆さんお晩でございます。今回は前回の第 6 回にお願いしておきましたご提言、ご意見を、みなさんにお手数を煩わしてたくさん出していただきました。皆さんご苦労されて、議論するための宿題をまとめていただき、お礼を申し上げます。

だいたい 9 時頃でこの会議を終了できるよう、また、委員皆様の忌憚のない意見を出していただき進めていきたいと思うのでよろしくお願いしたい。

それではまず、事務局より資料の説明についてお願いします。

（事務局より資料 1～4 について説明）

（1）『目的・理念の明確化』について

委員長：それでは、早速討議に入りたいと思いますが、清水町における「まちづくり基本条例」の根本方針として 4 項目についての議論を深めて、委員の共通認識として今日は進めたいと思っています。それぞれお目通しをいただいていると思いますが、さらに漏れているもの、あるいは、必要がないと思われる項目は削除するなどしてまとめてさせていただきたい。

それぞれの委員さんから出された項目は大事な事が書かれていますが、事務局でまとめていただき、意見の要旨として出ています。

もう一回反芻した時に物足りない部分があれば意見を出していただきたい。

（討 議）

委員 A：それぞれ皆さんが出された意見なので、「これはいらぬ」とか「違う」とかは、はばかれる気がする。皆さんから出された意見を事務局で項目ごとに整理していただきたい。ただ、その前に目的と理念をもう一度整理する必要があるのではないかと思う。というのは、ニセコ町の条例を読んだとき、「目的」は条例を作る目的であり、「理念」は清水町におけるまちづくりの理念を言うのではないかとの判断で意見を出したが、その辺をもう一度きちっと整理して、「目的」と言う言葉をどういう時に使って、「理念」という言葉はどういったときに使うかを整理する必要があるのでは

はないか。

委員長：私は、この会を進めるにあたって「清水町民憲章」が常に頭にある。前章か何か
に「町民憲章」を入れて、そういう位置付けを持ったうえで「目的」「理念」を枠組
みしてはどうかと思っている。「清水町民憲章」という先代の方々がご苦労されて、
目的まで全部出来ている大枠がある。「住民主権」という形の中で「町民憲章」を根
っこに置いて「目的」「理念」を作っているのはどうかと思っているが、どうでしょ
うか？

アドバイザー：前文に理念的なものを触れているのがある。「理念」と「目的」の使い方は、色
んな条例を見ると混乱している。「理念」は「まちづくりについて」というのが分
りやすいと思う。「目的」は「このまちづくり基本条例を何のためにつくるのか」
という目的に使うのが分かりやすいと思う。

副委員長：「目的」はこの条例を何故作るのかということをお話と思う。「基本理念」は資料
②に「理念関係条文」としてまとめていただいている。その3ページ目の宝塚市
の参加条例については「目的」をお話している気がする。この条例を何のために作る
かを「目的」としてお話し、「基本理念」には、「町民憲章を推進することを基本理念
とする」などを主旨として整理してはどうでしょうか。

委員長：副委員長から意見をいただきましたがいかがでしょうか。

委員A：住民主権と基本制度を定めていることから「まちづくり条例」は「自治体の憲法」
とも呼ばれるものと第1回目の時レクチャーがあった。「町民憲章」といま作ろう
としている「まちづくり基本条例」のどっちを「憲法」としてとらえるのかという
話になってくる。「住民主権」は「町民憲章」にもお話しされていると思うが、それを
確立するための基本制度となるものは入っていないと思う。これから「情報共有」
「住民参加」という制度を明確にして基本理念を達成しようとする条例を作ろうと
しているので、「まちづくりの憲法である町民憲章」と取っていいのものが疑問。

委員長：他にご意見ありますか？

委員B：「町民憲章」も立派なものだと思うが、実効性を有しない憲章になっている。昭
和47年制定でその当時では憲法代わりになっていたと思う。当時、町民が関わっ
てまちづくりをしていた部分があったが、時代と共に行政が肥大化して、いつの間
にか、行政が主権となってまちづくりをやってきた。それをまた元に戻す部分ある。
例えば、町民憲章を3年ごとに見直すなどあれば、時代にマッチしたものとなつた
と思うが、今、実効性があるかという時代の流れと共に変わってきた部分ある。

条例では、ここの部分を取り入れていく形で、憲章とは別の形で「目的」と「理
念」を描いていった方が良いのではないかと思います。

委員A：先ほどの意見は、「理念」の明確化の中で「理念」とは「まちづくりの理念」だ
らうと意見を出した。私は清水町のまちづくりの「理念」は「協働です」と出した
が、事務局がまとめていただいた中に明確に「協働」としたものが抜けているが。

委員長：漏れている場合は言っていただきたい。委員Bさんは、町民憲章は実効性ないが、
目的としては入るのではないかと、結果、目標は町民憲章がほとんど網羅している。

そのことを考えると、主体である町民の役割をどういう風に行うかを条例で定める。そういうことを踏まえて進んでいけば、前文が良いのか目的が良いのかを先ほど投げかけた。町民憲章の見直しはされないが、それを踏まえて進めていくものと受け止めている。

出された意見を「目的」があったり「理念」があったりしているのでその辺を整理してはどうか？「目的」と「理念」の明確化について資料3で、今まで出来た市町村の条例では明確に分かれていない気がする。清水独自の「目的」と「理念」の位置付けを考えるならば、今まで論議していただいた中で、集約されたものがないが、一項目ずつやっていたほうが良いか？

委員A：やはりここで、言葉の意味合いを整理する必要がある。まちづくりの理念といった場合、違っていた場合は事務局、先生から指摘していただきたいが、「理念」とはまちづくりの基本的考え方であると思う。そうすればおのずと目的がどういう意味合いかというのが出てくると思う。私はまちづくりの基本的考え方は「協働」だととらえています。そのために「協働」を達成するためには、この条例をつくる目的として住民参加と情報共有などを明確にするんだと。明確にしていくのがこの条例をつくる目的なんだ。というふうな整理を私はしたが。まず、言葉の意味合い、落ち着け所の整理をしていく必要があるのではないか。

委員長：いま、「理念」はまちづくりの基本的考え方なんだと、それを達成するというか、そのねらいとするのは、共有的な情報の元に、まちづくりの目標を達成するんだ、ということか。

委員A：僕の場合は、「協働」のまちづくりが「理念」、その為には住民参加と情報共有の必要があるので、そのあり方を明確にするのがこの条例の「目的」なんだと、という整理をしていたが。

委員長：基本的考え方として、「理念」は「協働」その「理念」を達成するためには、住民参加であり情報共有化である。それを柱に今後作っていけば良いとの意見である。

事務局：本日、資料1がふたつあるので、会議の案内の際に配布した「各委員からの意見等（要旨）」を取りあえず資料4にして話しを進めて下さい。

「目的と理念の明確化」については、私個人としても前から悩んでいますが、委員Aさんの意見と私個人の意見もほぼ近いと押さえている。

目的・理念という部分では、「まちづくりの目的」「まちづくりの理念」「まちづくり条例の目的」「まちづくり条例の理念」の4つに分け考えた方が良いのかなと。その中で「町民憲章」「総合計画」「各種条例」等あるんですが、今回「まちづくり条例」というお話しが出ている所です。

「まちづくり条例」の前段として、「まちづくりの理念」という部分で考えると「町民憲章」がそれに当たるのかなと考えています。「まちづくりの目的」については、「総合計画」が5つの目的をもってまちづくりが進められている。これが「まちづくりの目的」になるのかなと。そういったものを受けて、具体的な「まちづくり条例の理念」というものを考えると、資料4に出していただきました意見の中に

「これからの町政運営の理念」という言葉を出していただいています、大きくとらえると町政を運営していく理念が「まちづくり条例の理念」になるのかなと。

「まちづくり条例の目的」というのは、それを達成するために、住民参加と情報公開を中心とした住民参加のシステムの明確化することをこの条例の目的と考えているが、もう少し整理して、町の中だけで考えると「町民憲章」「総合計画」と「まちづくり条例」これらが、どう違って、どう関係するのかなと。もう少し広い意味で行くと「憲法」なり「地方自治法」があって「まちづくり条例」がある。この辺の違いと関係について整理して資料としてお示ししたいと考えている。

委員長：基本的考え方として、単に「協働」だけでは簡単すぎるから、更にこれからの町政運営をどうするのかという部分を「理念」とし、その具体的な目的を総合計画に謳われている目的を取り込んで「住民参加」「情報共有」というものを目的としたいということか？

事務局：先ほどの話も一つの考えである。今日の議論の中で「まちづくりの目的」はなんなのかなという部分の答えは今日、出なくても良いのかなと。皆さんから色々な意見が出されている。その中で議論をしていただければ、議論を基に意見を反映した一つの方向性として素案を叩き台として作って会議にお示ししたいので、必ずしも今日、共通の認識に立たなくても良いのではないかと。出されている意見に補足したり、私はこう思うなど議論していただければと考えている。

委員長：「目的・理念の明確化」は出されているいろいろな意見を叩き台として、アドバイザーのご意見をいただいて、ひとつのものを作り上げていくと。A委員さんが言われるようにここできちとした方が良いと言うのもわかるが、もっと表現が大きくなっている部分が「目的・理念の明確化」というところに提言がある。これを基に叩き台をきちっと作っていただく。

委員C：A委員さんが言ったのは、「まちづくりの理念と目的」と「基本条例の理念と目的」をはっきりした方が良いと言う事ですか？

委員A：「理念と目的の明確化」についての意見として、私は「理念は協働だ」としてだけで、目的・理念が並んで書いてあった時に、まちづくりの目的と理念、まちづくり条例の目的と理念について明確に説明出来ますかね。

副委員長：先生が言われた、何のためにこの条例を作るのかが目的だと思う。

委員D：例規を考えると、題名があって、本則に一条～何十条までであるのが一つの形。もう一つは題名があって、前文があって、本則があって附則がある。

今論議している中で、実効性があるとか、精神的な部分だとか分けて考えている部分もありました。町民憲章は実効性がなくて、精神的なよりどころ。そういうものとまちづくり基本条例の理念・目的は色々なシステムを考えると、分けて考えなければ辻褄が合わない。そうすると条の中で考えていくとなると実効性を伴ってこういう考えからこういう言葉を使うとなる。でも、前文というのは実効性があるものではなくて精神論を言っているので、まちづくり基本条例を総括的に「何故作るか」「どうやって動かしていくか」というものを前文で謳えば、本則の部分の機能をそ

れを基に動いている。実際章に入っていけば各パートごとの機能が、理念とリンクしてそう言うものが動いていくものなっ行って行けばいいなあとと思う。

前文で精神論的なものを置いて、その中に町民憲章の一部などを引用しながら、それが発展して、本則を動かしていくのが良いのではないかとと思う。

委員長：宿題として「目的」と「理念」を分けて出していただければ議論しやすかったかもしれない。「理念」は精神論、行動をどう実行していくかという事が「目的」最後に「行動」として各条文となっていく。という意見が出ているので整理していただく。大枠はA委員さんが言われていることに尽きると思う。

「協働」といってもだれとだれの協働か？町民と行政、中には議会も入ってくる。背景というのは、町民ひとり一人が幸福な町に住むことが一つの「目的」それを作るための精神論は「理念」だと私は思う。「目的」として住民参加と情報共有化をして作っていく。それ以上を求めると難しくなっていくので、それを柱にして考えると出てくると思うが...

委員B：区分するのは難しいと思う。「目的・理念」を明確化するという事は、結局伝わるかどうかと言う事だと思う。

委員A：目的と理念はただ言い方が違うという事ではないと思う。仮にそうだとすれば、ひとつの言葉にまとめれば良いし。他の条例を見ても、この条例を作る目的はこうだという謳い方はしている。今回、条例の目的を決めると思うが、敢えて目的と理念ということについて皆さん意見を出しているの、その整理をしなければならぬ。目的は条例を制定する目的、理念とはまちづくりの基本的考え方、それぞれを明確にして、そのために必要な手段、あり方を明確にしていくのがこの条例の目的なんだと。目的・理念について同じ様なことなんだよとしてしまったら混乱するのではないかとと思う。

委員長：それは大事なことだと思う。理念が先に来て、目的が後に来るのかな？

委員A：テクニックだと思う。

委員D：前文を置くかどうかで、条の作り方が変わってくるかも知れない。どっちが先は論議しなければならないが、精神的部分は上に来て、機能させるために条例を作るという目的はその下に来るのではないか？

委員長：前文があって、理念があって目的があるとすっきりするのかなと。清水町なりの理解していただけるものを作れば良いのではないか。

委員D：前文を作るというのは、今までうちの町では、情報公開条例だけなんです。いろんなところの条例を見ると「うちの町は情報公開について宣言したい」という意思をPRするためにあるのかなとと思っていたが、よく考えてみると、大切なことは自ずと精神的なものを訴えながら、条例があってこういうふうに機能していることを他に知らしめるために前文を置くのが良いのかと出てきた。まちづくり基本条例についても、前文があって、基本理念と交錯する事があるかも知れないけど、そういうものを謳いながらやっていると良いのかなあと思います。

委員C：結局、基本条例の目的と理念ですから、A委員さんが言われているように、目的

はこの条例が何のために作るのかを明確に謳えば良いですよ。理念は協働のまちづくりを、協働の部分を作りやすく表現できればいいですよ。前文に持ってくるのかやり方は分からないが、そう思っていた。「目的と理念の明確化」と宿題をもらった時、まちづくりの目的なのか、基本条例の目的なの分らなかったが、基本条例の目的と理念の明確化ということであればA委員の言われたとおりで良いと思う。

委員A：たとえば資料2の箕面市の条文では「理念を明らかにすることによって」という事で、この条文の中では明らかになっていない。「明らかにすることによって、市民が協働のまちづくりを推進することを目的とする」条例だということここからは読み取れる。この条文を例とすれば、まず「理念」を明らかにしないと行かない。この条例でまず、やらなければならないことは、まちづくりの理念を明らかにしなければならない。あと、協働してまちづくりを推進するのだから、どうやったら協働してまちづくりを推進できるのかを明確にしていかなければならない。うちの町の条例がどういう風になるかはこれから原案ができるが、理念と目的はどれがどうだという決めはないが、今やらなければならないことは、目的は条例の目的で、理念とはまちづくりの理念であるという事を決めるよりも、まちづくりの理念は何なのかを決めていくことになるのか？

委員長：まちづくり基本条例の検討をしている。だからあくまでそれにしぼってね。

委員A：条例の作り方によって変わって来ますよね。箕面市の市民参加条例では「市民参加の基本的な事項を定めることによって、協働して地域社会の発展を図ることを目的とする」という事になれば、市民参加の基本的事項をきちっと明確にしていく条例を作らなければならない。と、それぞれの条例でやらなければならないことが見えてくる。

目的と理念がそれぞれの町のとらえ方で別だとするならば、条文を先にしないと行かないという事になるのか？

アドバイザー：資料2の目的条文を読むと町によって全然意味が違う。一体どの言葉を取るかが重要で、理念というのはまちづくりの目標的なものも含めてこの条例で基本的に何をやっていくのかを「理念」にして、具体的にやっていくことを「目的」にするというふうに決めていただくと素案作りがやりやすい。言葉の定義自体がどうしても取れる。まちづくりの「原則」「規範」など言葉の定義が曖昧である。理念と目的を条文に入れるため、言葉の定義をはっきりした方が良いと思う。

委員A：という事は、さきほどの「理念」とはまちづくりの基本的考え方にしようとか、「目的」とは条例を作る目的としよう、ということを決めた方が良いという事ですか？

委員長：まちづくりの理念を明らかにして、理念を達成するために何をすることを目的とする条例を制定する。

副委員長：理念を、まちづくりの基本的な考え方を謳うのか、作り方では。前文で「町民憲章」の取扱いをどうするか。

委員 A：「町民憲章」を尊重してはどうかという意見があったのだから、それを受けて事務局が条例の原案を作ると思う。その中で前文を作るかどうかはわからないが。

委員長：前文というものを叩き台にして、一番根っことなるものは町民憲章なんだと、それに続くものとして理念と目的のいう3段階で進めてはどうかと私投げかけたが、この答えがまだ出ていないが。

委員 A：その時にもう一度、町民憲章を勉強して、理念に考え方をいれりとなつた時、1章～4章に異論をはさむ人はいないと思うが、ただ、そういうまちをどうやって作るかという踏み込みが前文の中に必要だと思う。考え方は色々あるが、町民憲章で言っている町を作りましょう、その為には協働して自主自立のまちづくりをしましょうという踏み込みが必要かなと私は思っている。皆が元気で支えあって、自然を愛して将来豊かな清水町を作るためには、どういふ基本的考え方を持つべきなのか、ということが基本的理念だと思う。

委員長：関連してご意見ありますか。

委員 C：総合計画の中に、「自然と人が響き合う町」「心と心が響き合う町」など目標が出ているが、その中にも町民と行政がお互いに役割を理解し、ともに汗を流す協働によるまちづくりを進めていきます、と言っているのですそれで良いのではないか。

委員 A：それぞれの意見があるのでそれを噛み含めていただいて、謳っていただければ良いのではないか。

ただ、町民憲章が謳っている町をつくる時に、どうやったら出来るのかという事が基本的理念で、それを明確にしていかなければならないのが今の清水町ではないかな。

アドバイザー：まちづくり基本条例自体がもともと、行政だけではまちづくりが出来ないから住民も参加しなければいけない、という理念に生まれてきた条例ですから、住民も協力してまちづくりするんだと言う事を、理念なりではっきり謳わないといけないうし、条例のためにも、まちづくりという意味でも必要、結果的には一緒になっていく。町民憲章を実現するためにそれが必要なんだとすればストーリーが出来そうな気がする。

委員長：他にご意見ありませんか？確認しますと、「前文」「理念」「目的」これを成文化してもらふ。「理念」はいま話し合つたまちづくりの理念、これを作るためには何をどの様にするかという目的、ここを確認させていただいてよろしいですね。

それに基づいて、ご意見出している資料4を引用していただいて、事務局とアドバイザーにまとめていただくと。と言う事を確認させていただいて1番の項目を終わりたいと思いますがよろしいですか。

(委員より意義なしとの声あり)

それでは、いま申し上げたことで、みなさんの共通認識として進めたい。10分ほど休憩します。

～ 10分休憩 ～

(2) 『条例の位置付け』について

委員長：それでは次は「条例の位置付け」について、かなり具体的なお意見をいただいています。このご意見の他の意見があれば、お聞きして、事務局で整理していただきたい。

なければ、条例の位置付けについて提案していただいた文言を大切にして、事務局の方で整理していただく、という事の確認でよろしいですか？

(委員より意義なしとの声あり)

(3) 『議会との関連』について

では、次の「議会との関連」についてでございます。

「議会との関連」についても、ご意見いただいています。この間ご意見いただきましたが「行政」とひとまとめにいうと町長なのか町の職員なのか明確化されていないとのことだったが、まとめて言うと行政と議会と住民が一般的に使われている言葉でないか、わかりづらければ行政というのは首長と職員という責任の明文化が漏れているのかなという気もしますが、行政とひとまとめで言葉に出して良いのかという私なりの疑問に感じたこともあります。その辺も専門的にご検討いただくということで、私の方からは一言だけ付け加えさせていただきたいと思います。皆さんの方からのご意見をいただきます。

委員A：基本的なことですが、議会との関連の意見を募ったというのは、この条例に議会との事について盛り込むべきかどうかを聞いたかったのか。敢えて議会に触れないでこういった条例を作る町もあるようですが。

事務局：率直な皆さんの意見を聞きたいというのが一つですし、第1回目の時に検討委員会の流れ中でこの部分を示されている。検討委員会の流れも各委員さんにご確認いただいているので、流れどおりに検討いただいているということです。

委員長：お分かりになりました？

委員A：はい

事務局：議会との関連で行くと、仮に盛り込むとして想定すると、どっかの時点では議会との調整が必要となるのではと事務局として思っている。

委員長：議会制民主主義を、条例の中に盛り込まないものも結構あるが、法的に不都合があるのか、何なのかアドバイザーに確認したい。

アドバイザー：条例を通すのが議会の役割という事が大きいと思うが。議会も同じような役割、責務があるんだということで、お互いに尊重しあうということあれば良いが、議会を無視するという形はおかしいので、議会制民主主義も尊重する、住民の意見も尊重する。議会も協働の一つのメンバーだとする書き方も10くらいの町村である。

委員長：何故聞いたかという、議会との関連の最後に、議員は住民の代表である事を考えれば、議会を特別視する必要がないとの言葉があったので、そうするとこの言葉を素直に受け取ると条例に中に入れなくて良いのかなと受け取ったので。私個人の意見として、議会も同じ様な立場に入れていただいて、位置付けなりそういったこ

とをきちっとすることによって、首長と町民が話しして決めたことは100%絶対ではなく、議会制民主主義として決定権は議会にある、あるいは検討に値する、住民投票するにしても、最後には議会が決めていく根本的な理念はあると思う。そんな事を明文化して入れていくことが良いのではと思っている。

条文を入れていくという事でよろしいですか。

(委員より意義なしとの声あり)

(4) 『財政の取扱い』について

次の「財政の取扱い」についてですが、この取り扱いも同じ様なことですが、私の意見としては、全て恒常的な財政状況まで住民に下ろして意見を聞くというのではなくて、もっと大切な町を左右するようなことを計画の段階から町民と情報を共有しながら、民意を反映するという事が大事だと常々思っていた。町民がこうやってくれといっても、お金がないときには出来ない訳ですから、まさしく地方分権ではここが一番大事なことではないかと思えます。予算決算については議会と行政にお任せする。しかし、特に町民が応分の負担をくれとかなった時には、いきなりやるんじゃなくて、町民の意見を聞きながら財政の動く範囲で、賄える範囲の中で進めると、そういうときに町民の意見を出させるべきではないか、と思っています。

「財政の取扱い」について6点出ていますが、これ以外にお考えの方があればご意見を賜りたいと思います。

委員A：僕も事前に出していますが、足りなかったなあと思うのですが、この条例では清水町のまちづくりの基本的な考え方を定めます。町民が力を併せてやっていこうとなるんだけど、具体的な事業の計画は総合計画というものが出てくると思う。で、どうやら、この条例は町長というか執行側にしっかりとした「たが」をはめるという性格が必要なのかなと。だから、総合計画を重視するという事からすると、財政というものは総合計画に基づいてやっているんだよと。そういった部分が自分も書いていなかったし、ここにも入っていませんけれども、総合計画にしっかり関連させるんだと、借入金の残高とか勿論出す必要があると思うが、その中で総合計画と財政がどう結び付いているのか、どういうふうに考えて、懐具合についてどう考えて10年間の事業計画を組んだのかを明確にされなければならないのかなと。結局、実質的にまちづくりをやっていくためには、総合計画に盛り込まれた各種の事業だとか事務を執り行うことによって作られていくと思うんで、財政運営は総合計画に基づいて行われるんだというものが必要だと思う。

委員長：私も提言してあるんですが、総合計画や行政評価に対する財政の運営状況、財産、借入金の残高を行政は公表する責務があるんでないかと、そんなことを入れてもらってらどうかと。勿論、総合計画は審議会を作って町民の意見を聞くんでしょ？更にもっと厳しく行政評価をしてみてもらってだれがするんだという言葉もありましたが、A委員さんと同感でございます。

委員F：僕も財政の関係を色々考えた中で、総合計画と財政はリンクしているから、総合

計画の基に毎年そういう執行をしている訳ですけども、そのとおりきちんと実行していくというか、その辺難しいが、今回の財政の取扱いの部分では、一般的な情報公開に終わらせるのか、僕はここでは、財政の部分でも住民の意見を聞きながら政策決定ではないが、事務事業評価も町民も入ってやるような中から健全な財政運営をして行くことを含めてやった方が良いのかなと思って書いたんですが、そこら辺の財政の取扱いについてどういうふうにと考えたらよいのかなと。皆さんどうなんでしょうかね。そこら辺を聞いてみたいと思います。

委員長：C委員さんは、総合計画つくるとき総合計画審議会委員となって、もっと町民から聞いた方が良さそうな仕組みがあれば、なお良いかなとか、その辺お聞きしたい。

委員C：正直そこまで考えていなくて、出されたものに対して良いか悪いかとか、そういう判断しか出来なかったんで、今になればもうちょっと考えることが出来ると思うが、結局、一般町民がどこまで理解できるかというところだと思うんで、特に財政のことに關しては、今こういう状況の中で、自分の生活がどうなっているのか、少なからず町民は関心を持っていると思うんで。総合計画も、こんなことになるとは、確かに僕がいた時には、そういうふうには考えてたんじゃないと思うんで、こんなに財政が大変になるとは考えてなかったんで、こういう状況の中でこの町はどういうふうな財政をやりくりして行くかを、町民にわかりやすくというか、そこだけだと思う。なかなか町民から意見をと言っても出てこないと思うんで、そこを分かったうえで、やっていけばそれだけで良いんじゃないかと思うんですけどね。

委員A：C委員さんにお聞きしたいのですが、総合計画審議会委員をやっていた時に、色んな事務事業やっていきますよという部分を審議するのに、例えば10年間の事務事業が盛り込まれてきますよね、その時に10年後の財政シミュレーションとか財政情報は出ていましたか？

委員C：記憶は定かでないが、なかったんじゃないかな。

事務局：総合計画の今後10年間の事業計画としては、年にこういった事業、年にこういった事業をやっていきますという...

委員A：結局、支出は判るという事ですね。

委員長：交付税は横ばい若しくは経済成長率でやっていると聞いた覚えがあるが。

委員A：その時、出せと言われれば、その時の情勢でもって伸び率とか判断しますので、なんらかの形で数値は出さなければならぬが、今いう総合計画とのリンクということは、総合計画は10年の計画を作りますから、10年間の色んな事業を組んでいって支出トータルこんなだけになるというのは分かりますが、その時の財務情報として最終的な10年後まで、収入として交付税がこんなだけあって、税金がこんなだけあって、そして支出も人件費がこんなだけ増えてとか減っていくから、今後10年間の事業計画は財務的にやっていけるものなんだという情報は、いまは合併でそういう情報流していますから、総合計画を考える時にこれからはそういうのがあって分かるべきなんではないかなあと。

委員C：総合計画ってもっと大雑把な部分でしか考えないですよ。細かい経費までは分

らないだろうし。

委員A：支出を組む以上、収入はどうなっているんだというその裏づけがなかったら駄目だと思う。それは10年後までびったり当たる必要はないけれども。

委員長：情報公開も含めて、こういうものをやるんだと、そこには今まで民意が基本であるのにあまり参加していないと。もっと具体的にいうとコミュニティセンターとか色々あるわけでしょ。そういう「つながり」というのは広げようとするれば何ぼでもある訳ですよ。そういうところで意見を聞く、単なる地区別懇談会とかそんなんでしか流していないと思うんだけど、もう少し、こういうのをやるんだけど皆さんのご意見どうですか、たった30分～1時間でやるのではなくて、そういう仕組みを作ればいいということ。

委員A：その際に、財務情報として、例えば10年間でこんだけの事業組みましたと、基本的にそれが尊重されて、毎年毎年それをベースにして予算というものを組んで行くんですよ。で、来年度の予算を組む時に収入がいくらか、だから現実的に計画したものが出来る出来ないということは当然やっていくんですけども。10年前に予定されたものがベースとなっていく訳なんですよ、だから、10年前に決めたことが非常に大事であって、その時に、収入の、財政の裏づけがあるかないかということ、意見交換会などの中で判断材料のひとつとして、そういう財務情報を出すという事がこれからは必要なのではないかなと思います。

委員長：そういうものの仕組みをこの中に盛り込んで行くと。

委員A：それで、総合計画と財政情報を結びつけるということ意見を聞いてくださいということ言ったんです。

委員長：当然、計画の段階から住民意見を反映できるような情報にして行くべきではないかと。

委員G：総合計画というのは、10カ年なり先に決めるんですよ、企業であれば見直しかけて、中止するなり、変更するなりの勇気を持っていないと企業は成り立たない。町であっても、その都度、バランスを見るのであれば絶対変更かけますよね。で、最悪に至らないように、それがベストであるかどうかは町民などが監視しなきゃいけないと思います。新得あたりは、町の財政などを色んな形で、細かいコピー用紙1枚にしても、ご相談してやっているから、自分たちはこれで当たり前と、いろんなやり方、行政のあり方について町民が理解している。町民が理解して、だからこうなのということが分るような仕組みがあると、自分たちもやっている中に、聞いていても分りづらくて理解度と行政の流れの中と一致しないから、ずれが自分たちの心の中にあるからギャップがあって、議会とかいろんなところでも噛み合わないんじゃないかと思う。

委員A：説明責任という言葉があって、住民に対して、なぜこういう事業を組んだのかとか、なぜこういう事をやっているのかとか、行政が説明する責任があるんだよ、それをしっかり果たしていかないと駄目なんだと。それをしっかり果たすことによって、新得の町民が行政のやっていることが分る、理解できるんだという事に結びつ

くと思う。G委員さんが言ったことは、説明責任ということが条例に盛り込まれないといけないという事になると思うんです

委員長：透明性のある執行と説明責任ね、併せて、監査委員は2人しかいないが、評価委員というものも盛り込んで、実際やったことが効果あるのかないのかを...

委員G：帯広市内の公認会計士を監査委員にするなど色んな方法あると思う。

委員長：事務局にお聞きしますが、町として試算、予算額いくら以上だったら、公認会計士を入れて監査を受けるとかないんでしょうか。

委員A：町の規模によっては、外部監査を置かなければならないという規模は今あると思うが、うちの町の規模ではそうしなくても良い。

委員F：住民の要望によって...

委員A：そういったところにお金をかけても良いという事であれば、監査機能とか決算重視のまちづくりで行こうという事であれば、そういったところにお金をかけて、外部監査を置くことは出来ると思う。

委員長：そういう事が強制的にされるのであれば優先されるからね。まちづくりのこの中に入れる必要がないと思うので確認したのですが...、分かりました。そういう言葉も今の段階では必要だと。透明性のある行政にしてもらうためには、説明責任を果たさなければならないし、実行に伴い評価も必要、一般の方からそういうものを上げてもらうとか、専門的な方をお願いするとか、そういう仕組みを盛り込んで欲しいとそういう事ですね。

委員F：G委員がいうのは、政策的なものだとか、財政的なものに、みんなが参加されていないから分らないんですよ。ある程度、参加できるようなものが出来てくれば、難しい話をするんじゃなくて、例えば一つ一つの事業について町民の意見を聞いて、いらないだとか、必要だとかを出してもらって、事業を積み上げていけばいいだけの話してあって、そういうものについても財政の取扱いの中で網羅していくのか、情報の公開の部分だけで終わらしていくのか、そこら辺の取扱いの部分含めて、みなさんどうなのかなあと思ったんですが。

委員長：今、話ししたことを付け加えていただきたい。他にありませんか。かなり中身を突っ込んでご議論していただきました。以上の点でもしなれば、1～4までの点について、付け加えた中で今後の基礎づくり、土台づくりをお願いしたい。よろしいですか？

(『その他』として)

委員A：「その他」として、以前にアドバイザーからまちづくり条例について、きちっと守られているかどうかという意味で、チェック機関みたいなものを作って、条例が実行されているどうか、ということも一つの方法でないかアドバイスがあったが、非常に大事なことだと思う。住民がみんな関心を持って、この条例に基づいたまちづくりが行われているかどうかを見てくれるだけでは駄目で、意見を出してくれないと駄目なんですよ。まず意見というのが、現状がこうだから条例が出来たら

次の日から活発にそうなるとはとてもありませんので、住民の活動が主体的にまちづくりに関わるまでの間だけでも良いが、住民も含めてまちづくり条例が守られているかまちづくりの基本的な考え方に沿って行政も議会も住民も、基本理念に向かって進もうよという問いかけをする審議会というか、そういう会を持つことをこの条例で組み込んだらどうかなあと思うんですけれども。

委員長：そういう意見ですが皆さんどうですか。

委員A：例えば財政情報に関しても、いまでも広報などでやっているが、この条例が出来ることによって一歩進むと思うが、もっとこういう事を盛り込んでくれとか、こういう情報が出てきたんだから、町民がこういう場所に参加しようと言うとか、そういう組織があると良いんじゃないかと思うんですよね。

委員長：色んな条例があるが、その中に評価委員だとか監査委員だとか、仕事に対して評価された委員という位置付けはあるんでしょうか。

委員A：いま言われているのは、総合計画審議会というものとも違うと思う。基本的なまちづくりの考え方に沿って、住民も議会も行政も行っているのかどうか。更に良い町にするために、更にこういった考え方を持とうとか、という様なことを提言したり、「はっぴ」かけたりする組織はどうかなど。

委員長：いわば、条例は作ったけれども、飾り物に終わらせないために必要だという意見ですね。反対する方いますか？

（良いとの声あり）

委員F：本来は議会がある程度チェックするようなものではないかと思うんですが。

委員長：住民が決めたことに議会が口出されても困るしょ。その辺が条例できちっとしていた方が良いのではないですか。

委員A：今これからの時代、住民が一致団結してという事になれば、行政と議会が議決の中で最終的に意思決定していくというのは基本的に変わらないですけども、町に対しても議会に対しても町民が、お互いに補完しあわなければ駄目だと思うんですよね。基本的に議会の役割もあると思うが、そこに住民の意思が作用しあうとか、補い合うとか、町に対してもですが、住民側が主役であることを発揮できるような場であれば良いと思う。

委員長：住民側が余りにも強くなりすぎると、議会の趣旨と相反することをやっているのは駄目だろうし...、分りました。

委員B：議会の方は、執行側の提案によって議論していくという事になりますから、政策形成段階で議員さんが入っていくことはないの、その部分でまちづくり100人委員会などの機関があれば、政策段階の中で町民の意見と行政の意見と、その中で情報の共有化という事で、そして議会と町長の間部分、議会の方は議会で情報公開していけば、その部分で公正で透明化されて、議会で議決されたことによって、町民からおかしいとの声はなくなるんじゃないか。更に評価の段階で住民が入っていくようなシステムがベストじゃないかと思っている。

委員C：多分、今まででも政策過程で、各種審議委員会などがあり、形だけは町は住民の

意見は聞いていたと思う。委員を集めて、結果は残して住民の意見を聞きましたと進めてきたと思う。それが結局、ちゃんと住民の意見を聞き入れていなかったというのが実情だと思う。その辺を上手く整理して、今までもあったものだから、ただ作れば良いというもんじゃないでしょうから。

委員長：一人でも多くの住民がきちんとした中で検討してもらおうというチャンスにはなるね。そして、それぞれの牽制にもなる。あるいは恒常的な意見をいただけるようになる。そして住民がだんだん参加してくる、一つの手法としてはよいのかなと。今までは、結果あんまりやらないで、予算の時だけパーと短時間で説明して終わりなんだよ。だから住民分らない。住民は受身になっちゃってね、最初から言われているように住民は主権者だから民意を反映して行政がやって、その決定は議会だと、いうふうな仕組みをきちっとしてもらおうこと、さらに一步踏み出して、我々住民の中からやった結果、あるいはやる時の段取りの、これに条例の伴うところの審議委員会も盛り込んでもらったらよろしいかと。という事を追加してください。

あと、アドバイザーから、特にこういうところがあれば...

アドバイザー：今いただいたご意見を網羅して、あとで要らない部分を削ることとしたい。少しお時間をください。

委員長：次回までには、原案が出来てくるのですか？

事務局：今回は、4月なんですけれども、まちづくり基本条例の骨組み、どういう項目を取り入れるかという部分で、条例の全体像の検討願いたい。その為には、今日ご議論あったまちづくり条例や、まちづくりの理念なり、町民憲章の関わりと、前文と条例の目的ぐらいまでの叩き台の素案を、見ながら全体像を検討する作業になるかなと。

委員長：よろしいですか。本日は少し早めに終わりとします。

「その他」の日程と場所について事務局から確認をお願いします。

事務局：次回第8回は、4月22日(木)19時から、御影の農村環境改善センターです。次々回の第9回について5月20日(木)19時からで、よろしいですか。会場は特になければ役場の庁議室で。

来週の23日の火曜日、十勝ふるさと市町村圏西ブロック実行委員会ということで、西部4町の共同事業という事で、まちづくり基本条例の研修会を予定しています。内容は本町のアドバイザーに「まちづくり基本条例はなぜ必要か」というテーマで、まちづくり基本条例について基本的な話しをしていただく。そのあとに、石狩市が先行事例で「市民の声をいかす条例」ということで、こういった条例をつくって市民参加のまちづくりを進めているという中で、その事例のお話しをお聞きしたいと、2本立ての研修会を予定していますので、ぜひ委員さんもお出席いただきたい。

この事業については、十勝圏の予算で出来るので、我が町はお金を持ち出さなくて、今まで皆さんがたに少しずつ付けていた各町の条例等を付けまして、各委員さん必携となるようなものなるかなと。

委員長:今日欠席の委員にも研修会の連絡してください。たまには副委員長のあいさつで。

副委員長:大変ご苦労さまでございました。第7回目まで委員会やらさせていただきました、大分煮詰まってきた議論となってきました。第8回につきましては、具体的な条文、目的、理念について案が出されるという事ですので、それに基づきまして、また再度色んなご意見をいただいて実のある条例づくりをしていきたいと思っていますので、これからもよろしくお願いします。大変ご苦労さまでした。